

空き家バンク改修等支援事業補助金 対象要件チェックリスト

申請を希望される方は、必ず事前にご相談ください。

相談者氏名 _____

連絡先 _____

物件所在地 _____

改修費

- 対象事業** 空き家バンク登録物件の改修
- 対象者** 当該物件の購入者・賃借者
- 対象経費** 内外装、玄関、居室、トイレ、台所、浴室等を対象とした一般的な改修
※対象外経費：調査・設計、増築、住宅部分以外の改修、外構工事、家具家電の購入
- 補助金額** **対象経費の1/2（千円未満切捨） 上限150万円**
- 主な要件**
- 居室のほか、生活に必要な玄関、トイレ、台所、浴室等を備えていること
 - 市税等の滞納がないこと
 - 当該空家に所有者が定住しないこと
 - 暴力団関係者でないこと
 - 市、国、県等から別の補助（市の耐震改修補助を除く。）を受けていないこと
 - 工事等の着手前に、着手前届に必要書類を添えて提出すること**
 - （賃借者のみ）工事等の着手前に所有者の承諾を得ること
 - 購入又は賃借した日から起算して12箇月以内に補助対象工事が完了すること
 - 申請年度内に当該空き家に定住すること
 - 補助金交付年度の翌年度から起算して、10年以上定住すること**
 - 町内会に加入済又は加入見込であること

清掃費

- 対象事業** 空き家バンク登録物件の清掃
- 対象者** 当該物件の所有者・購入者・賃借者
- 対象経費** ハウスクリーニング、残置物処分、敷地内の庭木剪定、除草
※対象外経費：移動可能な家具家電の清掃、残置物の清掃、住宅部分以外の清掃
- 補助金額** **対象経費の10/10（千円未満切捨） 上限15万円**
- 主な要件**
- 居室のほか、生活に必要な玄関、トイレ、台所、浴室等を備えていること
 - 市税等の滞納がないこと
 - 当該空家に所有者が定住しないこと
 - 暴力団関係者でないこと
 - 市、国、県等から別の補助（市の耐震改修補助を除く。）を受けていないこと
 - 工事等の着手前に、着手前届に必要書類を添えて提出すること**
 - <所有者>
 - 補助金交付年度の翌年度から起算して、3年以上、空き家バンクで売買または賃貸すること**
 - <購入者・賃借者>
 - （賃借者のみ）工事等の着手前に所有者の承諾を得ること
 - 購入又は賃借した日から起算して12箇月以内に補助対象工事が完了すること
 - 申請年度内に当該空き家に定住すること
 - 補助金交付年度の翌年度から起算して、3年以上定住すること**
 - 町内会に加入済又は加入見込であること

空き家バンク改修等支援事業補助金 申請手順・提出書類チェックリスト

改修

清掃

着手前届 提出書類

- 着手前届(別紙様式)
- (賃借者の場合)所有者の同意書
- 改修費用の内訳がわかる見積書等の写し
- 改修箇所の施工前の写真
- 改修箇所を明記した平面図
- その他市長が必要と認める書類

- 着手前届(別紙様式)
- (賃借者の場合)所有者の同意書
- 清掃費用の内訳がわかる見積書等の写し
- 清掃箇所の施工前の写真
- その他市長が必要と認める書類

工事等着手

工事等着手

注意

- 着手前届の提出時点では、補助金の交付を確約するものではありません。
- 工事等の内容が変更になる場合は、着手前届の変更手続きが必要になる場合がありますので、事前にご相談ください。
- 工事等が完了後(支払い含む)、速やかに下記の交付申請書類を提出してください。(購入者又は賃借者の場合、購入または賃借した日から12か月以内に交付申請してください。)

工事等完了

工事等完了

交付申請 提出書類

- 交付申請書(別紙様式)
- 交付申請に関する誓約書(別紙様式)
- 市区町村税の納税証明書※1
- 改修費用の内訳がわかる見積書・契約書等の写し
- 改修費用の支払が確認できる領収書等の写し
- 改修箇所の施工前・施工後の写真
- 改修箇所を明記した平面図
- 建築基準法による検査済証の写し※2
- 補助金振込先口座の通帳の写し等
- 当該物件に転居後の住民票写し(世帯全員分)
- その他市長が必要と認める書類

- 交付申請書(別紙様式)
- 交付申請に関する誓約書(別紙様式)
- 市区町村税の納税証明書※1
- 清掃費用の内訳がわかる見積書・契約書等の写し
- 清掃費用の支払が確認できる領収書等の写し
- 清掃箇所の施工前・施工後の写真(ハウスクリーニング等の施工前後の比較が難しい場合は、施工中の写真を添付)
- 補助金振込先口座の通帳の写し等
- (購入者又は賃借者のみ)当該物件に転居後の住民票写し(世帯全員分)
- その他市長が必要と認める書類

※1 申請時期等により、納税証明書の取得方法が異なりますので、事前にお問い合わせください。

※2 建築基準法上の確認申請が必要な改修を行う場合に限りです。完了検査が必要な改修を行う場合は検査済証の提出が必要です。

現地確認・交付決定

交付決定

交付決定通知書を郵送します。同封された交付請求書に必要事項を記入の上、ご返送ください。

交付請求 提出書類

- 交付請求書(別紙様式)

- 交付請求書(別紙様式)

補助金交付(銀行振込)

補助金交付(銀行振込)